3　法第六十八条の二十七第二項に規定する旅館業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。）の合計額が五百万円（当該連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に定める金額）以上のものとする。
一　資本金の額若しくは出資金の額（以下この条において「資本金の額等」という。）が千万円を超え五千万円以下である連結親法人（法第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（次号に掲げる法人に該当するものを除く。）若しくは資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である連結子法人（同号に掲げる法人に該当するものを除く。）　五百万円（当該一の生産等設備が新設又は増設による取得等（法第六十八条の二十七第二項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）に係るものである場合には、千万円）
二　資本金の額等が五千万円を超える連結親法人、当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人若しくは資本金の額等が五千万円を超える連結子法人又は適用除外事業者に該当する連結法人　二千万円
4　法第六十八条の二十七第二項に規定する政令で定める中小規模法人に該当する連結法人は、第六十八条の九第十一項に規定する中小規模法人に該当する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額等が五千万円以下のものに限る。）とする。
5　法第六十八条の二十七第二項に規定する政令で定める場合は、連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する離島の地域内において同項に規定する旅館業（以下この条において「旅館業」という。）の用に供した設備について、沖縄振興特別措置法第四条第一項に規定する沖縄振興計画に定められた同条第二項第九号に掲げる事項その他の事項に適合するものである旨の沖縄県知事の確認がある場合とする。
6　連結親法人又はその連結子法人が、その取得等をした減価償却資産につき法第六十八条の二十七第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に財務省令で定める書類を添付しなければならない。
第三十九条の六十二第二項中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改める。
第三十九条の六十三を次のように改める。
（輸出事業用資産の割増償却）
第三十九条の六十三　法第六十八条の三十四第一項に規定する政令で定めるものは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、第二十九条の四第一項の規定により農林水産大臣が定める要件を満たすものとする。
第三十九条の六十九第一項第一号中「附則第九十条第八項、第十二項又は第十四項」を「附則第九十条第十四項」に改め、「第六十八条の二十七第二項又は」を削り、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項第一号中「（次号」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「第八号まで」を「第七号まで」に、「第九号から第十六号まで」を「第八号から第十四号まで」に改め、同項第一号中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の三十六」に、「第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」を「又は第六十八条の二十七第三項」に、「、第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改め、同項第二号中「第十号」を「第九号」に、「附則第九十条第八項、第十二項又は第十四項」を「附則第九十条第十四項」に改め、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同項第四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「第十四号」を「第十二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十四号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第四十五条第二項又は第四十六条」を「第四十五条第三項又は第四十五条の三」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項」を「附則第七十九条第十四項」に改め、「第四十五条第二項又は」を削り、同号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号を同項第十五号とし、同条第四項中「第八号」を「第七号」に、「前項第九号から第十六号まで」を「前項第八号から第十四号まで」に改め、同条に次の一項を加える。
5　法第六十八条の四十第一項又は第四項の場合において、同条第二項に規定する特別償却対象資産につき当該連結事業年度以前の各連結事業年度において圧縮記帳規定（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第四十二条第一項若しくは第五項、第四十四条第一項若しくは第四項、第四十五条第一項若しくは第五項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項若しくは第五項の規定をいう。以下この項及び次条において同じ。）の適用を受けたとき（当該連結事業年度前の各事業年度において単体圧縮記帳規定（第三十条第五項に規定する圧縮記帳規定をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の適用を受けたときを含む。）は、当該連結事業年度の当該特別償却対象資産に係る特別償却不足額（当該特別償却不足額の基因となる法第六十八条の四十第二項に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた連結事業年度（当該特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度）が当該圧縮記帳規定の適用を受けた連結事業年度（当該単体圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度を含む。以下この項において「圧縮適用連結事業年度等」という。）前の連結事業年度（圧縮適用連結事業年度を含む。）である場合における当該特別償却不足額に限る。）又は合併等特別償却不足額は、当該特別償却不足額又は合併等特別償却不足額から、当該特別償却不足額又は合併等特別償却不足額に係る同条第二項又は第五項の特別償却限度額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。
一　当該特別償却対象資産に係る法人税法施行令第七十九条の二第一号、第八十二条第一号、第八十二条の三第一号、第八十三条の四第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる金額
二　当該特別償却対象資産につき法人税法施行令第五十四条第三項の規定により同条第一項各号に定める金額から控除した金額
第三十九条の七十第一項及び第二項中「第八号」を「第七号」に、「前条第三項第九号から第十六号まで」を「前条第三項第八号から第十四号まで」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
3　法第六十八条の四十一第二項、第三項又は第十二項の場合において、特別償却対象資産（法第六十八条の四十一第二項に規定する特別償却対象資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）につき当該連結事業年度以前の各連結事業年度において圧縮記帳規定の適用を受けたとき（当該連結事業年度前の各事業年度において単体圧縮記帳規定の適用を受けたときを含む。）は、当該連結事業年度の当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金積立不足額（法第六十八条の四十一第二項又は第十二項に規定する満たない金額が生じた連結事業年度（当該満たない金額が生じた事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該満たない金額が生じた事業年度）が当該圧縮記帳規定の適用を受けた連結事業年度（当該単体圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度を含む。以下この項において「圧縮適用連結事業年度等」という。）前の連結事業年度（圧縮適用連結事業年度等前の事業年度を含む。）である場合における当該満たない金額をいう。）又は合併等特別償却準備金積立不足額（同条第三項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額をいう。）は、当該特別償却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額から、当該特別償却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額に係る同条第二項、第三項又は第十二項の特別償却限度額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。
一　当該特別償却対象資産に係る法人税法施行令第七十九条の二第一号、第八十二条第一号、第八十二条の三第一号、第八十三条の四第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる金額
二　当該特別償却対象資産につき法人税法施行令第五十四条第三項の規定により同条第一項各号に定める金額から控除した金額